



発行 新潟県  
**第 30 号**  
 令和8年4月21日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 325 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 326 保安林の指定予定（治山課）
- 327 保安林の指定予定（治山課）
- 328 種苗生産事業者の登録の失効（治山課）
- 329 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 330 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 331 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 332 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 333 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（建築住宅課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

労働委員会告示

- 1 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第325号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日				
登録検査機関の名称	株式会社 諸長						
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤						
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受 委 託 の 区 分	登 録 検 査 機 関 の 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
新潟県	舍科 和典	玄米 玄米	K152023009				
	田口 裕一		K152023010				
備 考	略称『諸長』令和8年4月3日 農産物検査員2名の登録抹消。検査員合計6名。						

◎新潟県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

令和8年4月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県妙高市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年4月21日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県十日町市福島字大袖山2506
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第328号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

令和8年4月21日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	住所又は所在地	氏名又は名称	種穂		苗木		名称	所在地
			採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成		
538	十日町市田沢本村515	村山重保	○	○	○	○		十日町市田沢本村
592	十日町市田沢本村1844	村山伸一	○	○	○	○		十日町市田沢本村

◎新潟県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、中魚沼郡津南町の一部を受益地域とする

県営大井平地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和8年4月22日から令和8年5月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊 (理事長)
〃	〃 太田715番地	山田 進
〃	〃 下土地亀266番地1	登石 春雄
〃	〃 樋ノ入1484番地	熊倉 守
〃	〃 山飯野482番地	相馬 富男
〃	〃 長戸呂831番地	渡邊 豊
〃	〃 横土居3708番地	小柳 覚
〃	〃 高森新田1305番地	稲村 賢
〃	〃 鳥屋233番地	新保 和正
〃	〃 名目所3丁目1888番地	皆川 芳衛
〃	〃 太田2773番地	笹川 芳樹
〃	〃 上堀田335番地1	関 清人
〃	〃 大月丙637番地	宮尾 浩史
監事	〃 葛塚2415番地	五十嵐 勇
〃	〃 下大谷内309番地	本間 松
〃	〃 下土地亀216番地1	赤塚 拓哉

就任年月日 令和8年4月1日

2 退任

理事	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊 (理事長)
〃	〃 太田2110番地	金子 精一
〃	〃 新崎1丁目3番31号	中川 喜吉
〃	〃 内沼877番地	平井 正廣
〃	〃 山飯野482番地	相馬 富男
〃	〃 太田715番地	山田 進
〃	〃 岡新田159番地	伊藤 和重
〃	〃 長戸呂831番地	渡邊 豊
〃	〃 下土地亀266番地1	登石 春雄
〃	〃 樋ノ入1484番地	熊倉 守
〃	〃 横土居3708番地	小柳 覚
〃	〃 高森新田1305番地	稲村 賢
〃	〃 鳥屋233番地	新保 和正
監事	〃 浦木1146番地	曾我 権次
〃	〃 名目所3丁目1888番地	皆川 芳衛
〃	〃 葛塚2415番地	五十嵐 勇

退任年月日 令和8年3月31日

◎新潟県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の吉川土地改良区の定款の変更を令和8年4月8日認可した。

令和8年4月21日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を令和8年4月10日認可した。

令和8年4月21日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県住宅供給公社	新潟市中央区新光町15番地2

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

次の各号に定める歳入の徴収事務

- (1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
- (3) 新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）第2条の規定により徴収する県営住宅に係る建物使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日

## 公 告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 落札件名及び数量

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| (1) ロータリ除雪車（2.6m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付） | 1台 |
| (2) 凍結防止剤散布車（乾式4t級、4×4）               | 1台 |
| (3) 凍結防止剤散布車（乾式4t級、4×4、スペアタイヤ付）       | 2台 |

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

#### 3 落札決定日

令和8年3月10日

#### 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)について  
株式会社コバリキ  
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185
- (2) 上記1(2)及び(3)について  
英和株式会社関東産機営業所  
新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54

#### 5 落札価格

- (1) 上記1(1)について  
89,328,700円
- (2) 上記1(2)について  
26,908,960円
- (3) 上記1(3)について  
54,037,920円

#### 6 契約決定方式

一般競争入札

#### 7 落札方式

最低価格

#### 8 入札公告日

令和8年1月27日

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 落札件名及び数量

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| (1) ロータリ除雪車（2.6m220kW級）               | 1台 |
| (2) 除雪グレーダ（4.0m級、バンクカット機構、シャッターブレード付） | 1台 |
| (3) 除雪グレーダ（4.0m級、粗面形成装置、シャッターブレード付）   | 1台 |

(4) 除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード付)	1台
(5) 除雪グレーダ (3.7m級、シャッターブレード付)	1台
(6) 除雪ドーザ (18 t 級、反転エッジ、稼働記録計付)	1台
(7) 凍結防止剤散布車 (乾式 3 t 級、4×4、スペアタイヤ付)	2台
(8) 凍結防止剤散布車 (乾式 3 t 級、4×4)	1台
(9) 凍結防止剤散布車 (湿式 3 t 級、4×4)	1台
(10) 凍結防止剤散布車 (湿式 4 t 級、4×4)	2台
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 新潟県出納局会計検査課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	
3 落札決定日 令和8年3月10日	
4 落札者の氏名及び住所	
(1) 上記1(1)、(9)及び(10)について 株式会社N I C H I J O北陸営業所 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル7F	
(2) 上記1(2)、(3)、(4)及び(5)について コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニー 東京都港区白金1-17-3	
(3) 上記1(6)について 株式会社日の出自動車 新潟県新潟市東区中興野7-53	
(4) 上記1(7)及び(8)について 英和株式会社関東産機営業所 新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54	
5 落札価格	
(1) 上記1(1)について 61,168,700円	
(2) 上記1(2)について 38,618,700円	
(3) 上記1(3)について 41,808,700円	
(4) 上記1(4)について 38,618,700円	
(5) 上記1(5)について 38,618,700円	
(6) 上記1(6)について 29,466,700円	
(7) 上記1(7)について 53,597,920円	
(8) 上記1(8)について 26,688,960円	
(9) 上記1(9)について 32,805,830円	
(10) 上記1(10)について 66,271,660円	
6 契約決定方式 一般競争入札	
7 落札方式 最低価格	
8 入札公告日	

令和8年1月27日

## 労働委員会告示

## ◎新潟県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した令和8年4月13日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和8年4月21日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

氏名	現職	略歴
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 教授	新潟大学教育学部 准教授
岩淵 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
三林 康弘	—	新潟県福祉保健部 副部長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長
飛田 博之	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 福島県支部長
中村 昇	JAM新潟 執行委員長	JAM新潟 財政委員長
小熊 勇	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 特別執行委員	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 執行委員長
小林 俊夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
徳武 裕一	(一社)新潟県経営者協会 専務理事	(一社)新潟県経営者協会 事業推進部長
酒井 春男	経営コンサルタント	ダイニチ工業(株) 顧問
廣澤 藤幸	—	(株)福田組 監査室参与
小出 清	北陸ガス(株) 常勤監査役	北陸ガス(株) 取締役総務部長
樋口 宏子	双峰通信工業(株) 専務取締役兼総務部長	双峰通信工業(株) 取締役総務部長
石附 雅敏	新潟県労働委員会事務局長	新潟県産業労働部副部長兼政策監
長谷川 仁子	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県新発田地域振興局企画振興部副 部長